

**首都圏営業拠点「三重テラス」第3ステージ内装設計業務委託  
公募型プロポーザル参加仕様書**

**1 プロポーザルの目的**

首都圏営業拠点の内装工事に関する基本設計及び実施設計等の業務の受託者を選定するため、以下のとおりプロポーザルを実施する。

**2 委託業務の内容**

別添「首都圏営業拠点「三重テラス」第3ステージ内装設計等業務委託仕様書」のとおりに。

**3 委託料上限額**

3, 551, 140円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※本業務の契約締結にかかる上限額であり、予定価格については、この範囲で別途算定する。

**4 プロポーザルの実施方法**

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「首都圏営業拠点「三重テラス」第3ステージ内装設計等業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において審査のうえ、最優秀提案者を選定し、その提案を提出したものと委託契約を締結する。

**5 本業務の参加資格に関する事項**

(1) 本業務の参加資格を有する者は、次に掲げる条件を全て満たした者とする。

ア 当該プロポーザルに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 三重県建設工事等資格（指名）停止要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

エ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により、落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

オ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

カ 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

キ 建築士法第26条第2項の規定により、当該建築士事務所の閉鎖命令を受けていないこと。

ク 平成19年度以降に設計を行った新築、増築、改築又は改修工事（RC造、

SRC造又は鉄骨造の建築物に係るものに限る)に係るもので、新築、増築、改築又は改修部分の床面積が1棟あたり200㎡以上の飲食、物産販売又は展示に係る店舗又は施設的设计業務の実績を有すること。

ケ 業務を統括する管理技術者として、上記クの実績を有し、一級建築士の資格を有する者を配置すること。

(2) 本業務の受託者及び受託者と資本若しくは人事面における関係がある者は、首都圏営業拠点の整備業務(工事監理は除く)を受託することができない。

本業務の受託者と資本若しくは人事面における関係がある者とは、次に該当する者とする。

ア 本業務の受託者の発行済株式総数の50%を超える株式を保有し、又はその出資の総額の50%を超える出資をしている事業者

イ 発行済株式総数の50%を超える株式を本業務の受託者が保有し、又は本業務の受託者から事業者が受けている出資の総額の50%を超える出資を受けている場合の当該事業者

ウ 事業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該事業者

## 6 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 提案者が当該プロポーザルについて2以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。(委任状による委任を受けている場合を除く。)
- (4) 参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- (5) 見積価格又は提案書若しくは見積書の重要な文字を訂正したとき。
- (6) 見積価格に消費税及び地方消費税を加えた金額が、3で定める委託料上限額を超える金額で見積書を提出したとき。
- (7) 提出すべき書類が、提出期限を越えて提出された(到達した)とき。
- (8) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。
- (9) 談合その他不正行為が行われたと認めるとき。

## 7 スケジュール

現地説明会申込締切	令和5年2月13日(月)17時
現 地 説 明 会	令和5年2月6日(月)から2月21日(火)まで ※ 申し込みがあり次第、上記日程の中で順次日程調整を行う。
質 問 申 請 期 限	令和5年2月24日(金)13時
質 問 回 答 期 限	令和5年3月3日(金)

三重テラス平面図等データの配付希望 申し出期限	令和5年3月3日（金）17時 ※ 詳細は8 参考資料を参照。
企画提案書等 提出期限	令和5年3月8日（水）13時
プレゼンテーション 審査	令和5年3月20日（月）

## 8 参考資料の提供

申し出に応じて、貸方基準書、三重テラス平面図（PDF）をデータにて提供する。

※ 本データはダウンロード用URLの連絡により配付する。配付を希望する者は、令和5年3月3日（金）17時までに、25に示す連絡先までメールにより申し出ること（メール送信後、必ず電話で受信確認を行うこと）。

※ 本図面は三重テラス開設当時の建築図面データであるため、配置等が現状と異なる場合がある。

## 9 参加申込書及び企画提案書の提出

プロポーザルの参加を希望する者は、次に示す様式及び添付書類を提出するものとする。

### （1）提出期限等

- ア 提出期限 令和5年3月8日（水）13時必着（期限厳守）
- イ 提出場所 三重県津市広明町13番地  
三重県雇用経済部県産品振興課
- ウ 提出方法 持参、郵便又は民間事業者による信書便

### （2）提出物

#### ア 参加申込書【様式1】

※提出部数1部

（添付書類）

- ① 法人にあつては「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」又は「代表者事項証明書」の写し
- ② 個人にあつては、申請者の本籍地市町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の成年被後見人、被保佐人等について「登記されていないことの証明書」の写し
- ③ 契約履行実績【様式1-2】
- ④ 一級建築士事務所登録証明書の写し
- ⑤ 配置予定の管理技術者【様式1-3】

※配置予定の管理技術者は、複数の技術者を届出することができますが、届出した技術者の差替又は追加は認めません。また、最優秀提

案者は当該様式にて届出した技術者を契約時に配置しなければなりません。

- ⑥ プロポーザルの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状【様式1-4】

#### イ 企画提案書【様式2】

※企画提案件数は1件、提出部数は15部とする。

(添付書類)

- ① 会社等の概要・規模【様式2-2】
- ② 業務実績【様式2-3】
- ③ 配置予定技術者の経歴等（管理技術者）【様式2-4】

※配置予定の管理技術者を複数届出する場合は、技術者ごとに作成すること。この際、配置予定の管理技術者の実績の評価は、当該技術者の中で最も評価の低い技術者で評価する。

- ④ 配置予定技術者の経歴等（担当技術者）【様式2-5】
- ⑤ 管理技術者の実績事例【様式2-6】
- ⑥ 業務実施体制【様式2-7】
- ⑦ 業務スケジュール【様式2-8】
- ⑧ 業務の企画提案【様式2-9】
- ⑨ 業務見積書【様式自由】

見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）とすること。

## 10 現地説明会の開催

本件公募型プロポーザルにかかる現地説明会を下記のとおり開催する。なお、説明会への参加は公募型プロポーザル参加の必須要件ではなく、評価や選定方法に影響を及ぼすことはない。なお、現地説明会においては、質問は受け付けない。質問がある場合は下記「11 質問の受付及び回答」に定める手続きにより行うこと。

### 【開催日時】

令和5年2月6日（月）から2月21日（火）まで

※ 申し込みがあり次第、上記日程の中で順次日程調整を行う。ただし、2月12日（日）、17日（金）、18日（土）、19日（日）は除く。

※ 三重テラス運営に支障の少ない時間帯を利用して、参加申込単位ごとに個別で説明を実施する。

※ 対応可能時間は9時00分～10時00分とする。

### 【内容】

現地案内（1階ショップ、1階レストラン、2階イベントスペース等）

### 【実施方法】

現地（東京都中央区日本橋室町二丁目4番1号 三重テラス）において実施

### 【申込方法】

公募型プロポーザル説明会申込書（第3号様式）を下記25の連絡先あて電子メールにより提出すること。なお、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

**【申込期限】**

令和5年2月13日（月）17時00分まで

**【参加に関する注意事項】**

現地説明会への参加は4名以内とする。当日は名刺を提出すること。

**1.1 質問の受付及び回答**

企画提案に関する質問がある場合は、25の担当部局へ（第4号様式）を提出すること。

- (1) 受付期限は、令和5年2月24日（金）13時必着（期限厳守）とする。
- (2) 電話及び口頭による質問は受け付けないものとし、原則電子メール又はFAXによることとする。なお、電話にて必ず着信の確認を行うこと。
- (3) 質問は当該業務にかかる条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案状況や企画・積算に関する内容等には回答しない。
- (4) 質問には、質問者あてに電子メールにより回答するとともに、令和5年3月3日（金）までに本プロポーザル公告（本ホームページ）にて掲載する。

**1.2 企画提案書の評価**

以下の項目により、企画提案書等を総合的に評価して選定する。

項目	評価のポイント	配点
企業要件	・同種業務の実績	20点
技術職員の経験及び能力	・管理技術者の業務実績 ・主たる担当技術者の業務実績 ・管理技術者を含めた配置予定者における一級建築士の人数 ・管理技術者の実績事例について、高い業務成果を期待できるか	30点
技術力要件	・業務実施体制 ①着実に業務推進が可能な体制か ②役割と責任が明確か ③成果品を早期にまとめることができる体制が示されているか ・業務スケジュール ①業務の順序や内容が整理され、効率的かつ効果的な業務推進が可能か ②業務実施方針に照らして適切であるか ③成果品を早期にまとめることを考慮したスケジュールか ・業務内容に対する企画提案	40点

	三重テラス第3ステージにふさわしい内装の考え方及びイメージについて、①的確性②独創性③実現性の観点から評価	
ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニケーション能力</li> <li>・専門技術力及び取組姿勢</li> <li>①プレゼンテーションから、専門技術力が高いと判断できるか</li> <li>②提案された業務方針に関する説明が明快であり、取組意欲が強いのか</li> </ul>	10点

### 1.3 優良受託候補者の選定

提案者が5者を超えた場合、企画提案書等による書類審査を行い、優良受託候補者を選定する。なお、5者以下の場合これを省略する。

審査の結果は、全ての提案者に速やかに通知する。第1次審査により落選とされた提案は選定対象から除外し、第2次審査は行わない。

### 1.4 プレゼンテーションの実施

上記1.2で選定された優良受託候補者の審査を行うため、企画提案者毎に時間を設定し、選定委員会によるプレゼンテーションを行う。

(1) 実施日時

令和5年3月20日(月)

(2) 実施場所

ZOOMによるオンライン開催(詳細は後日優良受託候補者に連絡する。)

(3) プレゼンテーションでは、管理技術者又は担当技術者が説明すること。

### 1.5 最優秀提案の評価及び最優秀提案者の決定

(1) プレゼンテーションの後、選定委員会で審査を行い、最優秀提案者を選定する。

(2) 選定結果については、各提案者に通知する。

### 1.6 最優秀提案者に提出を求める資料

最優秀提案者との契約締結時には、下記書類の提出を求める。

(1) 業務見積書

見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額)とすること。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの)の写し(有料)

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」

(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの)の写し(無料)

- (4) 新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに(1)及び(2)の提出または提示ができない者にあつては「申立書」(第5号様式)

## 17 契約方法等

- (1) 三重県会計規則第65条第3号の規定により、作成された予定価格の範囲内で、最も優れた企画提案を行った最優秀提案者と契約条件を協議の上、委託契約を締結する。

- (2) 契約方法に関する事項

ア 契約条項を示す場所は、下記25の場所とする。

イ 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合がある。

ウ 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。

なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載する。

エ 契約書の作成に要する費用は、すべて受託者の負担とする。

## 18 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 19 契約代金の支払い

委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行う。

## 2 0 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## 2 1 個人情報の取扱について

受託業務に従事する者又は従事していた者は、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので、個人情報の取扱いについて十分留意すること。

## 2 2 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。

## 2 3 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

## 2 4 その他

(1) 企画提案に要する費用については、各提案者の負担とする。

(2) 提出のあった企画提案書等の書類は返還しない。

(3) 設備設計補助業務を再委託する場合は、建築設備士資格者に再委託することとし、その他契約業務の一部を委託する場合には、三重県と協議し、承諾を得たうえで実施すること。

(4) 提出された応募書類等については、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。ただし、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与える部分は原則として公開しない（該当部分については個別に協議する。）。

(5) 本業務により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをも



- って三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないこととする。
- (6) この参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによる。
- (7) この参加仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議のうえ、決定する。
- (8) 受託者は、三重県と随意契約を締結するにあたり、三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書をただちに三重県に提出するものとする。

## 2 5 担当部局

三重県雇用経済部県産品振興課 営業推進班

担当者：竹川、米津、水野

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL：059-224-2386 FAX：059-224-3024

E-mail：eigyo@pref.mie.lg.jp